

確定申告が始まります

■問い合わせ
市役所名寄庁舎2階
税務課市民税係（内線320154③2111）

所得税・消費税等の確定申告

「確定申告書」は、ご自分で作成し、名寄税務署窓口へ持参するか、郵送でお早めに提出願います。
また、便利なe-Taxをご利用ください。

確定申告指導・申告書の受付期間

所得税

贈与税

消費税等

申告会場・時間

3月31日(木)まで
名寄税務署2階会議室
9時～17時
※土・日曜、祝日を除く
01654②2157

住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催いたします。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内しますので、「案内ハガキ」と関係書類をご持参ください。「案内ハガキ」が送付されなかった方も申告の必要がある場合はご連絡ください。

申告受付期間・場所

名寄庁舎（2階）

風連庁舎（1階）

地域住民課総務税務係

2月16日(水)～3月15日(火)
2月21日(月)～2月25日(金)

申告に必要なもの

- ①案内ハガキ、印鑑
- ②給与・年金などの源泉徴収票（原本）、報酬・料金等の支払調書

③ 営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書（なお「案内ハガキ」が届いていない場合は税務署での申告をお願いします）

④ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の払込証明書

⑤ 医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等

⑥ 国民年金保険料等の控除証明書

⑦ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書（※）、療育手帳、精神保健福祉手帳等

⑧ 所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

⑨ 今回の申告により平成23年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方（住民税を給与天引きされる方）が5月10日頃、それ以外の方（住民税を納付書もしくは口座振替、年金天引き等で支払う方）は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ 税務課市民税係

「所得税・消費税の確定申告書」は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができます。また、インターネットを利用した「e-Tax」では確定申告のほか、各種申請や届出などを自宅から提出することができます。（3月15日までは24時間利用可能）
e-Taxホームページアドレス【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】

※障害者控除対象者認定書 申請窓口：高齢介護課介護保険係

次に該当する方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

①65歳以上で要介護認定を受けている方

②65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

●おむつ使用確認書（医療費控除の対象になります） 申請窓口：高齢介護課介護保険係

要介護認定を受けていて、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に対して「おむつ使用確認書」を発行します。申請の際には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。

①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

②おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方

③主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性があると」の2点が確認できる方

以上の事由について、対象者あるいはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、認定書または確認書をお持ちのうえ申告してください。